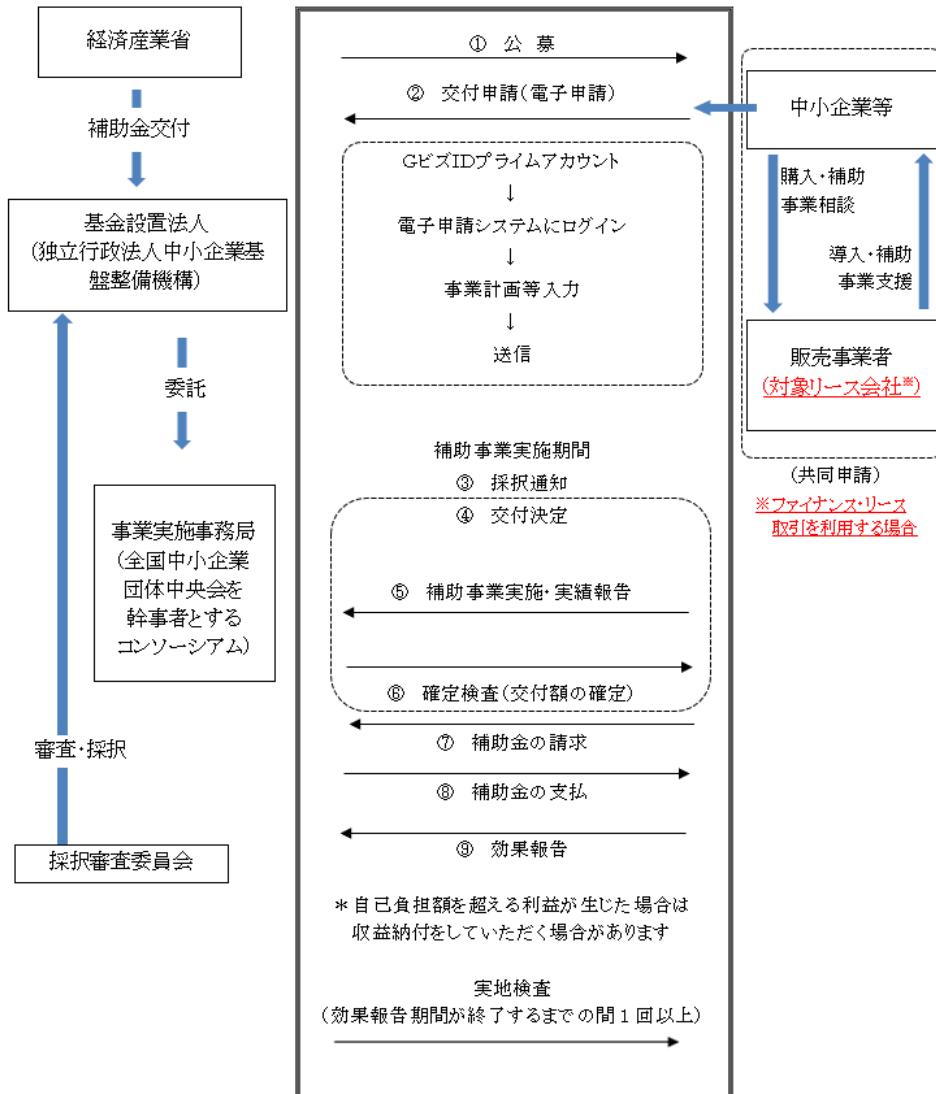


## 中小企業省力化投資補助事業 公募要領の一部を改訂する公募要領新旧対照表（傍線部分は改訂部分）

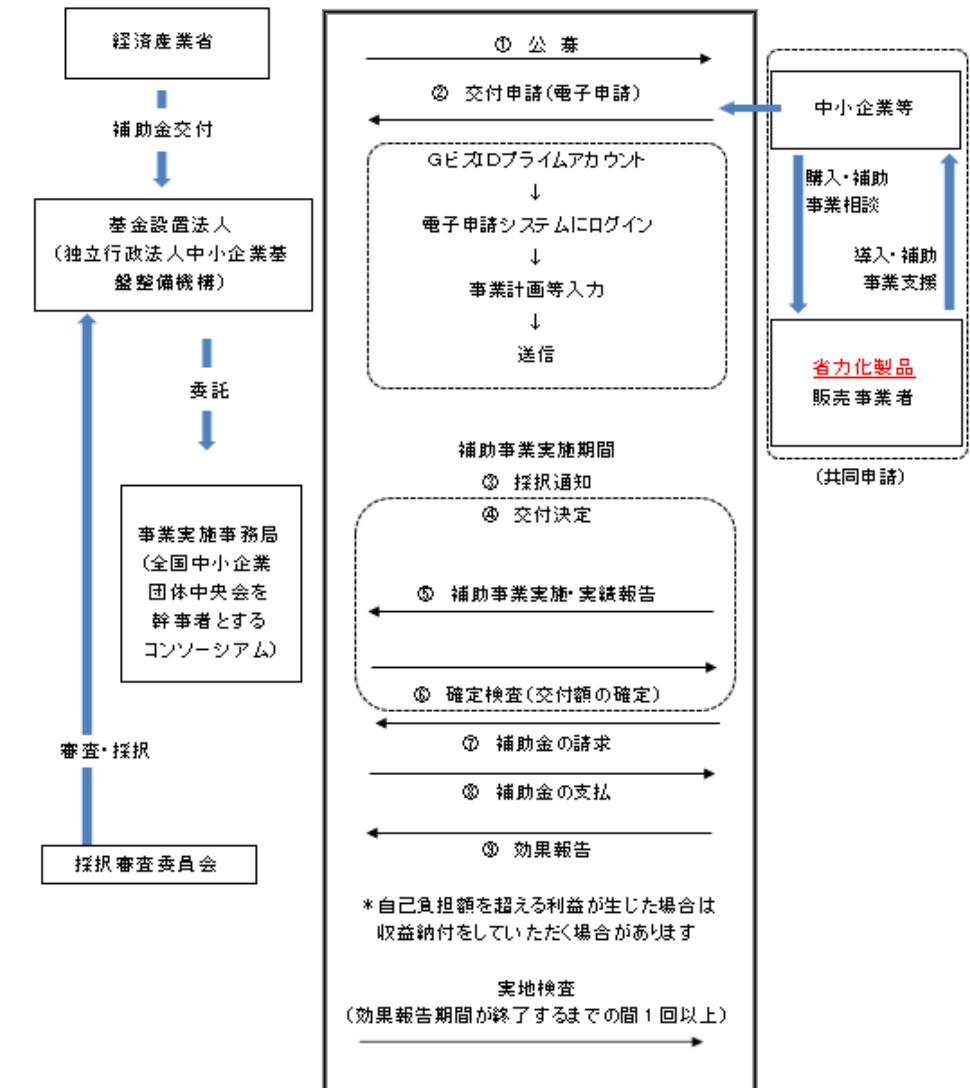
## 中小企業省力化投資補助事業 公募要領

改訂後	現行
<p><b>1. 事業概要</b>  <b>1-2. 定義</b>            (1) ~ (5) (略)</p> <p><b>(6) 対象リース会社の定義</b>  <u>(公益社団法人) リース事業協会（以下「(公社) リース事業協会」という。）の確認を受けて、中小企業等と共同で交付申請を行うリース会社のこと</u>を指す。ただし、販売事業者、過去に補助事業者となった者及び（公社）リース事業協会の確認取消を受けた事業者は、対象リース会社となることはできない。</p> <p><b>(7) 補助事業者の定義</b>            本公募要領においては、「補助事業者」とは、省力化製品の導入により人手不足解消を目指す中小企業等であって、販売事業者と共同で本補助金の申請を行い、交付の対象となった事業者を指す。</p> <p><b>(8) 補助事業者等の定義</b>  <u>「補助事業者等」とは、補助金交付の対象となった中小企業等、販売事業者及び対象リース会社のことを指す。</u></p> <p><b>1-3. 事業の流れの概要</b>            (1) ~ (3) (略)</p> <p><b>(4) 補助事業の公募</b>            独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）にて、中小企業等及び販売事業者 <u>（対象リース会社との共同申請を行う場合は、中小企業等、販売事業者及び対象リース会社）</u>が共同で行う補助事業の募集を行う。この公募で採択された事業者が補助事業者等となり、省力化への取り組みを行い、その実績報告を行ったものに対して補助金の支払いが行われる。</p> <p>なお、補助事業者等は補助事業の終了後3年間効果報告を行うほか、補助事業によって取得した財産について適切な管理を続ける必要がある。</p>	<p><b>1. 事業概要</b>  <b>1-2. 定義</b>            (1) ~ (5) (略)</p> <p><b>(6) 補助事業者の定義</b>            本公募要領においては、「補助事業者」とは、省力化製品の導入により人手不足解消を目指す中小企業等であって、販売事業者と共同で本補助金の申請を行い、交付の対象となった事業者を指す。</p> <p><b>1-3. 事業の流れの概要</b>            (1) ~ (3) (略)</p> <p><b>(4) 補助事業の公募</b>            独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）にて、中小企業等及び販売事業者が共同で行う補助事業の募集を行う。この公募で採択された事業者が補助事業者となり、省力化への取り組みを行い、その実績報告を行ったものに対して補助金の支払いが行われる。</p> <p>なお、補助事業者は補助事業の終了後3年間効果報告を行うほか、補助事業によって取得した財産について適切な管理を続ける必要がある。</p>

## 1-5. 事業スキーム



## 1-5. 事業スキーム



## 2. 補助対象

### 2-2. 補助対象経費

本事業においては、省力化製品の設備投資における(1)製品本体価格、(2)導入に要する費用(導入経費)の2つが補助対象経費となる。

ただし、借用(賃貸借契約を指し、ファイナンス・リース取引は除く。以下同じ。)に要する経費を補助対象として補助金の申請を行う場合、(2)は当該申請において補助対象とすることはできない。また、(2)のみを補助対象経費として申請することや、1回の交付申請で複数種類の製品を申請することはできない。

なお、省力化製品がカタログに掲載される際、(1)、(2)が事前登録される他、参考値として保守・サポートに要する費用の目安も登録される。

※ファイナンス・リース取引の利用によって省力化製品を導入する場合は、対象リース会社が支払う(1)(2)の2つが補助対象経費となり、中小企業等が支払う費用については補助対象外となる。

#### (1) 製品本体価格について

(中略)

①補助事業者等に対し、立入調査(訪問のみならず補助事業に関する一切の報告・資料要求・前述に付随して関係者と見做される者への調査等を含む)を、事前に連絡なく行うこと。

②立入調査の対象となった申請が不当な申請である蓋然性が高く、補助事業として不適切であると判断した場合、その交付決定の取消しを行うとともに、その不当な申請に関わった販売事業者の登録取消処分や事業者名、代表者名及び不正内容の公表を行うこと。なお、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止の観点から、事務局は当該事由において交付決定の取消しを受けた補助事業者等の再度の交付申請を拒否することができる。

(中略)

#### <補助対象外となる経費>

①～④ (略)

⑤対象リース会社が中小企業等とリース契約を結ぶ際に発生する金利や保険料。

⑥公租公課(消費税)。

⑦その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと中小企業庁、中小機構及び事務局が判断するもの。

## 2. 補助対象

### 2-2. 補助対象経費

本事業においては、省力化製品の設備投資における(1)製品本体価格、(2)導入に要する費用(導入経費)の2つが補助対象経費となる。

ただし、借用に要する経費を補助対象として補助金の申請を行う場合、(2)は当該申請において補助対象とすることはできない。また、(2)のみを補助対象経費として申請することや、1回の交付申請で複数種類の製品を申請することはできない。

なお、省力化製品がカタログに掲載される際、(1)、(2)が事前登録される他、参考値として保守・サポートに要する費用の目安も登録される。

#### (1) 製品本体価格について

(中略)

①補助事業者に対し、立入調査(訪問のみならず補助事業に関する一切の報告・資料要求・前述に付随して関係者と見做される者への調査等を含む)を、事前に連絡なく行うこと。

②立入調査の対象となった申請が不当な申請である蓋然性が高く、補助事業として不適切であると判断した場合、その交付決定の取消しを行うとともに、その不当な申請に関わった販売事業者の登録取消処分や事業者名、代表者名及び不正内容の公表を行うこと。なお、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止の観点から、事務局は当該事由において交付決定の取消しを受けた補助事業者の再度の交付申請を拒否することができる。

(中略)

#### <補助対象外となる経費>

①～④ (略)

⑤公租公課(消費税)。

⑥その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと中小企業庁及び中小機構並びに事務局が判断するもの。

## (2) 導入経費について

省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用が対象となり、交付申請における製品本体価格の2割までの金額が補助対象経費となる。

<補助対象外となる経費>

①～⑪ (略)

⑫**対象リース会社が中小企業等とリース契約を結ぶ際に発生する金利や保険料。**

⑬**公租公課 (消費税)。**

⑭**その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと中小企業庁、中小機構及び事務局が判断するもの。**

本費目においても、補助事業者の自己負担額を減額又は無償とするような販売方法あるいは一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為については、上記（1）と同様の取り扱いを行う。

## (2) 導入経費について

省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用が対象となり、交付申請における製品本体価格の2割までの金額が補助対象経費となる。

<補助対象外となる経費>

①～⑪ (略)

⑫**公租公課 (消費税)。**

⑭**その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと中小企業庁、中小機構及び事務局が判断するもの。**

本費目においても、補助事業者の自己負担額を減額又は無償とするような販売方法あるいは一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為については、上記（1）と同様の取り扱いを行う。

### 2-3. 補助対象者

(中略)

#### 【みなし大企業】

上記（1）から（3）に該当する者のうち、次の①～⑥のいずれかに該当する事業者は、大企業とみなされる事業者（みなし大企業）となり、補助対象外となる。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ⑥交付申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

### 2-3. 補助対象事業者

(中略)

#### 【みなし大企業】

次の①～⑥のいずれかに該当する事業者は、大企業とみなされる事業者（みなし大企業）となり、補助対象外となる。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ⑥交付申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

## 2-4. 補助金等の重複について

以下に該当する事業や中小企業等は補助対象外とする。

(1)～(7) (略)

## 3. 事業実施の流れ

### 3-1. 全体フロー

(1)、(2) (略)

#### (3) 採択通知および交付決定

中小機構による審査を経て、採択事業者を決定する。本事業においては、採択と同時に交付決定が行われ、補助事業者等は申請受付システム等を通じてその通知を受ける。

(4) (略)

#### (5) 補助額の確定及び補助金の支払い

実績報告を受け、事務局において補助額の確定を行う。補助額の確定後、補助金の交付を受ける者は事務局に対して支払請求を行うことで補助金が支払われる。

### 3-2. 事業計画の策定

(1)～(4) (略)

#### (5) 対象リース会社との共同申請について

ファイナンス・リース取引に限り、中小企業等及び販売事業者が対象リース会社と共同申請をする場合には、中小企業等が対象リース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されること等を条件に、その購入費用について、対象リース会社に補助金を交付する。この場合に減額されるリース料については、補助事業実施期間中に要する経費に限られない（ただし、対象リース会社が省力化製品の購入のために支払う経費については、補助事業実施期間中の経費である必要がある）。

※交付決定は中小企業等、販売事業者及び対象リース会社に対して行われるが、補助金の支払いは対象リース会社に対して行われる（中小企業はリース料の減額により還元を受ける）ので、予め了承すること。

なお、対象リース会社は1つの共同申請につき1社とし、補助上限額は共同申請を行う中小企業等のものとする。また対象リース会社については、申

## 2-4. 補助金等の重複について

以下に該当する事業や事業者は補助対象外とする。

(1)～(7) (略)

## 3. 事業実施の流れ

### 3-1. 全体フロー

(1)、(2) (略)

#### (3) 採択通知および交付決定

中小機構による審査を経て、採択事業者を決定する。本事業においては、採択と同時に交付決定が行われ、中小企業等と販売事業者は申請受付システムを通じてその通知を受ける。

(4) (略)

#### (5) 補助額の確定及び補助金の支払い

実績報告を受け、事務局において補助額の確定を行う。補助額の確定後、補助事業者は事務局に対して支払請求を行うことで補助金が支払われる。

### 3-2. 事業計画の策定

(1)～(4) (略)

### 請件数・金額の制限は設けない。

申請に当たっては、以下の条件を全て満たすことが必要となる。

- ①中小企業等が対象リース会社に支払うリース料が補助金相当分減額され、そのことが確認できる証憑として、(公社)リース事業協会が確認した「リース料軽減計算書」を事務局に提出すること。
- ②対象となる経費は、対象リース会社が省力化製品の販売事業者に支払うこれらの購入費用に限られていること(本スキームを利用する場合、中小企業等が対象リース会社に支払うリース料そのものについては補助対象外となるので注意すること)。
- ③取得する資産については、通常の補助事業により取得する資産と同様に、財産処分制限が課されるため、リース期間については、特段の事情がない場合には、財産処分制限期間以上となるよう設定すること。
- ④万一財産処分を行う場合には、その他の本補助金を用いて取得した資産と同様に、残存簿価相当額又は時価(譲渡額)により、処分に係る補助金額を限度に返納すること。なお、返納は省力化製品の所有権を有する対象リース会社が行うこと。
- ⑤適切なリース取引を行うことについてのリース取引に係る宣誓書を対象リース会社が提出すること。
- ⑥セール&リースバック取引や転リース取引ではないこと。
- ⑦割賦契約ではないこと(リースには含まない)。

※詳しくは、リース契約の締結を検討しているリース会社又は(公社)リース事業協会にお問い合わせください。

【お問合せ先】

<(公社)リース事業協会>

受付時間: 9:00~17:00 (土日・祝日を除く)

電話番号: 03-3595-1501

### (6) 貸貸借契約による省力化製品の導入について

(中略)

### (5) 貸貸借契約による省力化製品の導入について

(中略)

### 3-4. 補助事業の実施

#### (1) 採択通知及び交付決定

販売事業者と共同で補助金の交付申請が行われた後、審査を経て採択事業者が決定されるとともに、同時に交付決定が行われ、**補助事業者等**は申請受付システムを通じてその通知を受ける。

なお、採択結果のうち、交付決定を受けた補助事業者の名称、法人番号、所在地(市区町村まで。ただし、個人事業主の場合は都道府県まで)、申請年度は事務局ホームページにおいて公表するため、あらかじめ同意すること。

#### (1) 採択通知及び交付決定

販売事業者と共同で補助金の交付申請が行われた後、審査を経て採択事業者が決定されるとともに、同時に交付決定が行われ、**中小企業等と販売事業者**は申請受付システムを通じてその通知を受ける。

なお、採択結果のうち、交付決定を受けた補助事業者の名称、法人番号、所在地(市区町村まで。ただし、個人事業主の場合は都道府県まで)、申請年度は事務局ホームページにおいて公表するため、あらかじめ同意すること。

また、不採択となった企業も施策実施に係る効果検証のため、政府からのEBPMに関する協力要請に可能な限り応じること。

## (2) 省力化製品の導入

交付申請時に提出した事業計画に基づき、補助事業者（対象リース会社との共同申請を行った場合には、対象リース会社を指す）はカタログに登録されている省力化製品を購入する（この際の支払い証憑は実績報告時に必要となるため必ず保管すること）。販売事業者と共同で製品の導入・業務プロセスの改善を行い、事業計画に記載の省力化効果を得ることに努める。

※交付決定の通知を受けてから、補助事業に着手すること。  
※補助事業には、契約や納品、支払い等も含まれ、実績報告時点でこれらを終えておくことが必要となる。

## (3) 実績報告の提出

製品を導入後、事務局に対して実績報告を提出する。実績報告には下記事項が含まれる。

なお、このときに提出する補助事業者の決算・賃金に関する情報は、その時点で期末を迎えている直近1年間の事業年度の値及び実績報告時の直近月の値を用いるものとする。

### ①支払いに係る証憑

- ・省力化製品の発注、契約、納品、検収、請求、支払い等に関する書類
- ※補助対象に導入経費を含んでいる場合は、その額も分かる書類
- ※支払いに関しては、銀行振込のみ認める。（現金での支払は認めないものとする）

※対象リース会社との共同申請を行った場合には、対象リース会社と補助事業者の間で結んだリース契約書及び対象リース会社と販売事業者の間で結んだ売買契約書の双方が必要となる。また納品、検収に関する書類として、物品借受証を提出すること。

### ②導入実績に係る証憑

### ③事業計画の達成状況

- ・省力化の効果
- ・賃上げの実績（給与支給総額及び事業場内最低賃金）

2-1. (2) ②記載の賃上げの目標については、本報告をもって補助事業終了時点での達成状況が判断される。

※実績報告は補助事業が完了していれば提出可能である。ただし、賃上げによる補助上限額の引き上げを適用している場合、賃金の引き上げ実績が確認できるようになるまでは実績報告を行えないものとする。

(4) (略)

た、不採択となった企業も施策実施に係る効果検証のため、政府からのEBPMに関する協力要請に可能な限り応じること。

## (2) 省力化製品の導入

交付申請時に提出した事業計画に基づき、はカタログに登録されている省力化製品を購入する（この際の支払い証憑は実績報告時に必要となるため必ず保管すること）。販売事業者と共同で製品の導入・業務プロセスの改善を行い、事業計画に記載の省力化効果を得ることに努める。

※交付決定の通知を受けてから、補助事業に着手すること。

※補助事業には、契約や納品、支払い等も含まれ、実績報告時点でこれらを終えておくことが必要となる。

## (3) 実績報告の提出

製品を導入後、事務局に対して実績報告を提出する。実績報告には下記事項が含まれる。

なお、このときに提出する補助事業者の決算・賃金に関する情報は、その時点で期末を迎えている直近1年間の事業年度の値及び実績報告時の直近月の値を用いるものとする。

### ①支払いに係る証憑

- ・省力化製品の発注、契約、納品、検収、請求、支払い等に関する書類
- ※補助対象に導入経費を含んでいる場合は、その額も分かる書類
- ※支払いに関しては、銀行振込のみ認める。（現金での支払は認めないものとする）

### ②導入実績に係る証憑

### ③事業計画の達成状況

- ・省力化の効果
- ・賃上げの実績（給与支給総額及び事業場内最低賃金）

2-1. (2) ②記載の賃上げの目標については、本報告をもって補助事業終了時点での達成状況が判断される。

※実績報告は補助事業が完了していれば提出可能である。ただし、賃上げによる補助上限額の引き上げを適用している場合、賃金の引き上げ実績が確認できるようになるまでは実績報告を行えないものとする。

(4) (略)

### 3-5. 補助事業終了後のフォローアップ

補助事業を完了後してから、事務局が定める日付を起算日とし、以降3年間を効果報告期間とする。効果報告期間中は以下2つのフォローアップ業務が発生するため、事務局からの案内に従い適切に実施すること。

#### (1) 効果報告

毎年度事務局が定める期間に以下の事項を報告する。

(中略)

#### (3) 立入検査

事務局は、補助事業の適切な遂行を確保するため、補助事業者等に対し、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することがあるため、誠実に対応すること。

#### (4) (略)

### 3-5. 補助事業終了後のフォローアップ

補助事業を完了後してから、最初の4月1日を起算日とし、以降3年間を効果報告期間とする。効果報告期間中は以下2つのフォローアップ業務が発生するため、事務局からの案内に従い適切に実施すること。

#### (1) 効果報告

毎年度初めに以下の事項を報告する。

(中略)

#### (3) 立入検査

事務局は、補助事業の適切な遂行を確保するため、販売事業者及び補助事業者等に対し、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することがあるため、誠実に対応すること。

#### (4) (略)

### 3-6. 補助事業により取得した財産の処分の制限

補助事業により取得する資産については、補助金適正化法に基づき売却、転用、破棄等の財産処分に制限が課される。補助事業の終了後又は効果報告期間の終了後であっても、取得から一定の年数を経過する前に財産処分を行う場合は、事務局の承認を受けた後、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）を、当該処分財産に係る補助金額を限度に納付する必要がある。なお、事務局の承認を受けること無く貸し付けや転売等を行った場合は、交付決定の取消しとなる。なお財産処分の申請及びそれに伴う納付は、当該財産の所有者が行う（ファイナンス・リース取引を用いて省力化製品を導入している場合は、所有権を持つ対象リース会社が行う必要がある）。

補助事業により取得する資産については、補助金適正化法に基づき売却、転用、破棄等の財産処分に制限が課される。補助事業の終了後又は効果報告期間の終了後であっても、取得から一定の年数を経過する前に財産処分を行う場合は、事務局の承認を受けた後、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）を、当該処分財産に係る補助金額を限度に納付する必要がある。なお、事務局の承認を受けること無く貸し付けや転売等を行った場合は、交付決定の取消しとなる。

#### 4. 採択における要件

##### 4-1. 補助対象事業の要件

本事業の補助対象となるためには、以下の全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 導入する省力化製品に紐付けられた業種のうち少なくとも1つ以上が、中小企業等の営む事業の業種と合致すること。
- (2) カタログに登録された価格以内の製品本体価格・導入経費を補助対象として事業計画に組み込むこと。製品本体の交付申請額を超えて製品本体を販売、購入することはできない。ただし、補助額の範囲外で、自費により導入経費を追加することは認められる。
- (3) 中小企業等が2-1. (2) ①に記載する労働生産性の向上目標を設定し、その実現に向けて取り組むこと。
- (4) (補助上限額の引き上げを行う場合、) 中小企業等が2-1. (2) ②に記載する賃上げの目標を設定し、その計画を従業員に対して表明するとともに、その実現に向けて取り組むこと。
- (5) 省力化製品を登録されている業種・業務プロセス以外の用途に供する事業ではないこと (3-2. (3) ①参照)。
- (6) 労働生産性の向上に係る目標を合理的に達成することが可能な事業計画に沿って実施されること (3-2. (3) ②参照)。
- (7) 効果報告期間が終了するまでの間、補助事業者が省力化製品の導入を契機として、自然退職や自己都合退職によらない従業員の解雇を積極的に行わないこと (3-5. (1) 参照)。
- (8) 補助事業者が取得する省力化製品に対する補助額 (導入経費を含む) が500万円以上の場合、3-2. (4) に記載する保険への加入を行うこと。

なお、以下のような事業は補助対象とはならない。

- (1)～(7) (略)
- (8) 法令に違反する事業、違反する恐れがある事業及び消費者保護の観点から不適切であると認められる事業
- (9) (略)
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある中小企業等や対象リース会社による事業
- (11)、(12) (略)

##### 4-2. 補助対象者、販売事業者及び対象リース会社の要件

本事業の補助対象となるためには、以下の全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 補助対象者が人手不足の状態にあることが確認できること (3-2. (2) 参照)。

#### 4. 採択における要件

##### 4-1. 補助対象事業の要件

本事業の補助対象となるためには、以下の全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 導入する省力化製品に紐付けられた業種のうち少なくとも1つ以上が、補助事業者の営む事業の業種と合致すること。
- (2) カタログに登録された価格以内の製品本体価格・導入経費を補助対象として事業計画に組み込むこと。製品本体の交付申請額を超えて製品本体を販売、購入することはできない。ただし、補助額の範囲外で、自費により導入経費を追加することは認められる。
- (3) 補助事業者が2-1. (2) ①に記載する労働生産性の向上目標を設定し、その実現に向けて取り組むこと。
- (4) (補助上限額の引き上げを行う場合、) 補助事業者が2-1. (2) ②に記載する賃上げの目標を設定し、その計画を従業員に対して表明するとともに、その実現に向けて取り組むこと。
- (5) 省力化製品を登録されている業種・業務プロセス以外の用途に供する事業ではないこと (3-2. (3) ①照)。
- (6) 労働生産性の向上に係る目標を合理的に達成することが可能な事業計画に沿って実施されること (3-2. (3) ②参照)。
- (7) 効果報告期間が終了するまでの間、省力化製品の導入を契機として、自然退職や自己都合退職によらない従業員の解雇を積極的に行わないこと (3-5. (1) 参照)。
- (8) 取得する省力化製品に対する補助額 (導入経費を含む) が500万円以上の場合、3-2. (4) に記載する保険への加入を行うこと。

なお、以下のような事業は補助対象とはならない。

- (1)～(7) (略)
- (8) 法令に違反する及び違反する恐れがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業
- (9) (略)
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある中小企業等による事業
- (11)、(12) (略)

##### 4-2. 補助対象事業者の要件

本事業の補助対象となるためには、以下の全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 人手不足の状態にあることが確認できること (3-2. (2) 参照)。

- (2) 補助対象者の全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていていること。なお、最低賃金額は交付申請を行う直近月及び実績報告の直近月の最低賃金を基準とする。厚生労働省 HP  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/)) の地域別最低賃金額を参照すること。
- (3) 補助対象者、販売事業者及び対象リース会社が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する営業を営む事業者（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く）を除く）でないこと。
- (4) 補助対象者が過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けていないこと。
- (5) 補助対象者が2-3. に記載の法人又は個人であること。
- (6) 補助対象者が2-4. に記載の補助金等の重複に該当しないこと。
- (7) 補助対象者、販売事業者及び対象リース会社が4-1. に記載の要件に合致する事業を行うこと。
- (8) 補助対象者、販売事業者及び対象リース会社が4-3. に記載の事項を遵守すること。
- (9) 補助対象者がGビズIDプライムを取得していること。
- (10) (販売事業者が) 製品の納入やサポートに責任をもち、別途公開する「省力化製品販売事業者登録要領」に記載の事項を遵守すること。
- (11) 補助対象者、販売事業者及び対象リース会社が、経済産業省又は中小機構から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。

#### 4-3. 補助事業の実施に当たっての遵守事項

本事業への公募に申し込むに当たり、補助対象者、販売事業者及び対象リース会社は下記事項を含め公募要領等に記載された内容を遵守することが必要となる。

- (1) 手続きについて  
①、② (略)  
③本事業の公募要領・交付規程等に記載された内容を十分に説明し、理解を得た上で交付申請を行うこと。
- (2) 情報提供等への同意・協力について  
① (略)  
②採否にかかわらず、本事業に関係する調査への協力を依頼する場合や政策効果調査のための協力要請を行う場合があることをあらかじめ了承

- (2) 全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていていること。なお、最低賃金額は交付申請を行う直近月及び実績報告の直近月の最低賃金を基準とする。厚生労働省 HP  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/)) の地域別最低賃金額を参照すること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する営業を営む事業者（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く）を除く）でないこと。
- (4) 過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けていないこと。
- (5) 2-3. に記載の法人又は個人であること。
- (6) 2-4. に記載の補助金等の重複に該当しないこと。
- (7) 4-1. に記載の要件に合致する事業を行うこと。
- (8) 4-3. に記載の事項を遵守すること。
- (9) GビズIDプライムを取得していること。
- (10) (販売事業者は) 製品の納入やサポートに責任をもち、別途公開する「省力化製品販売事業者登録要領」に記載の事項を遵守すること。

#### 4-3. 補助事業の実施に当たっての遵守事項

本事業への公募に申し込むに当たり、下記事項を含め公募要領等に記載された内容を遵守することが必要となる。

- (1) 手続きについて  
①、② (略)  
③中小企業等・販売事業者の双方が、本事業の公募要領・交付規程等に記載された内容を十分に説明し、理解を得た上で交付申請を行うこと。
- (2) 情報提供等への同意・協力について  
① (略)  
②採否にかかわらず、本事業に関係する調査への協力を依頼する場合や政策効果調査のための協力要請を行う場合があることをあらかじめ了承す

すること。また採択された場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力を依頼する場合があることをあらかじめ了承すること。

③ (略)

④事務局に提出した情報のうち以下の情報について、経済産業省及び中小機構が事業者間の連携の推進等を図るために、経済産業省、中小機構が指定するサイトを運営する関係者及び本事業に採択されていることを要件とする補助金を執行している地方公共団体等に開示することがあることに同意すること。

(中略)

(3) 不正対策について

①申請マイページ作成、各種申請、手続き等における虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等及びその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は、交付決定の取消しとなる場合がある旨にあらかじめ同意すること。

(中略)

## 5. 申請の手続き

### 5-1. 申請フロー

以下の手順に沿って補助金の申請を行う。なお、申請方法についての詳細は、「応募・交付申請の手引き」を参照のこと。

### 5-3. 提出書類

主な提出書類は以下のとおり。ただし、別途事務局から提出を求められる場合がある。

①～⑥ (略)

⑦リース取引に係る追加提出書類（ファイナンス・リース取引を用いる場合のみ）

- ・リース料軽減計算書
- ・リース取引に係る宣誓書

すること。また補助事業者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力を依頼する場合があることをあらかじめ了承すること。

③ (略)

④事務局に提出した情報のうち以下の情報について、経済産業省及び中小機構が事業者間の連携の推進等を図るために、経済産業省及び中小機構が指定するサイトを運営する関係者並びに本事業に採択されていることを要件とする補助金を執行している地方公共団体等に開示することがあることに同意すること。

(中略)

(3) 不正対策について

①申請マイページ作成、各種申請、及び手続き等における虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は、交付決定の取消しとなる場合がある旨にあらかじめ同意すること。

(中略)

## 5. 申請の手続き

### 5-1. 申請フロー

以下の手順に沿って補助金の申請を行う。なお、申請方法についての詳細は、「今後案内される「申請の手引き」を参照のこと。

### 5-3. 提出書類

主な提出書類は以下のとおり。ただし、別途事務局から提出を求められる場合がある。

①～⑥ (略)

## 6. 各種問合せ

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

TEL: 0570-099-660

IP 電話等からのお問合せ先： 03-4335-7595

<リース会社との共同申請に関する問合せについて>

(公社) リース事業協会

お問い合わせ時間：9：00～17：00／月曜～金曜（土日・祝日を除く）

TEL: 03-3595-1501

## 6. 各種問合せ

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

TEL: 0570-099-660

IP 電話等からのお問合せ先： 03-4335-7595